

第 5 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 7 年 9 月 7 日提出

件数 5 2 件

【内訳】議案 4 9 件（条例関係 1 4 件、決算関係 1 5 件、予算関係 8 件、
その他 1 2 件）
報告 3 件（平成 2 6 年度一般会計継続費精算の報告等）

議案の要旨

条例関係

議案第 107 号 南相馬市パブリックコメント手続条例制定について

【趣旨】

政策等を定めるに当たり実施するパブリックコメント手続を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

パブリックコメント手続は、これまで実施要綱に定め、運用しているが、本手続の認知度向上及び運用の明確化を図るため、条例化するもの。

2 制定内容

定める項目	条・項	内 容
目 的	第 1 条	パブリックコメント手続を実施することにより、市民の市政への積極的な参加を促進するとともに、市の基本的な政策等の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と協働により市政を推進することを目的とする。
政策等を定める場合の一般原則	第 3 条	政策等を定める場合、関係法令等と整合を図り策定すること、制定された後についても常に社会情勢等を勘案しながら見直しを図る。
パブリックコメント手続	第 4 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策等を定める場合、政策等の案及び関連資料を公表し、意見を求める。 ・ 意見提出期間は、公表の日から起算して 2 0 日以上とする。 ・ パブリックコメント手続に付す案件は、公益上、緊急に政策等を定めるもの等を除き、全ての条例・規則・計画が対象とす

		る。
結果の公表等	第 8 条	・パブリックコメント手続を実施して政策等を定めた場合（緊急に策定等を定める必要があり、パブリックコメント手続を省略した案件を含む。）は、その内容や趣旨を公表する。

3 施行日 平成 27 年 10 月 1 日

議案第 108 号	南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
-----------	------------------------------------

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、庁内において個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行うため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

本条例は、番号法第 9 条第 2 項の個人番号の利用及び番号法第 19 条第 9 号の特定個人情報の提供に関し、次の事項を定めるもの。

（1）番号法第 9 条第 2 項に基づく地方公共団体内の同一機関内の個人番号の利用について（第 4 条関係）

地方公共団体の同一機関内の複数事務で、特定個人情報のやり取りを行う場合は、個人番号の独自利用となるため条例の定めが必要となる。

番号法第 9 条第 2 項（利用範囲）抜粋
地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（2）番号法第 19 条第 9 号に基づく同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供について（第 5 条関係）

番号法別表第 2 は、外部との特定個人情報の連携を規定しており、庁内連携は想定していない。

このため、地方公共団体の機関が、当該地方公共団体の他の機関（教育委員会）との間で特定個人情報のやり取りを行う場合は、情報照会機関、事務、情報提供

機関等を条例で定める。

番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限）抜粋

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（1号～8号略）

（9） 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

2 制定内容

定める項目	条・項	内 容
趣旨	第1条	番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第2項に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める。
市の責務	第3条	市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。
個人番号の利用に関する事務	第4条	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第2項の条例で定める事務を別表第1に定める。 別表第1には、機関名及び事務を定める。 別表第2には、機関名、事務、事務を処理する範囲で利用する特定個人情報の情報名を定める。
特定個人情報の提供	第5条	<p>番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報の提供について別表第3に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第3には、情報照会機関、事務、情報提供機関、事務を処理する範囲で利用する特定個人情報の情報名を定める。

3 施行日 平成28年1月1日

議案第 109 号 南相馬市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報の保護措置を講ずるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

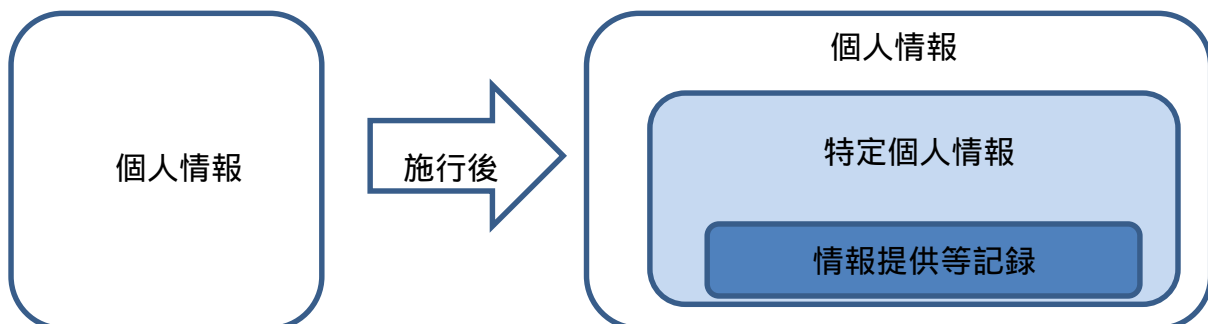
番号法第 31 条の規定に基づき、地方公共団体が保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用停止等を規定する。

番号法で規定されたものは、地方公共団体に対し適用されるが、番号法第 29 条（特定個人情報の保護措置）及び第 30 条（情報提供等記録の保護措置）は、個人情報保護 3 法（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法）の読替規定を定めていることから、番号法第 29 条及び第 30 条の趣旨を踏まえ条例改正を行うもの。

番号法第31条（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）抜粋
地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 改正内容

（1）定義の改正



- ・ 特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報
- ・ 情報提供等記録：情報ネットワークシステムによる特定個人情報の提供の記録

(2) 番号法第 2 9 条及び第 3 0 条を踏まえた改正

区 分		条・項	規定内容
目的外利用に関する規定	特定個人情報	第11条の2	番号法において、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用を生命等保護に限定していることから同様の内容を規定する。
	情報提供等記録	第11条の3	番号法において、情報提供等記録の目的外利用を一切認めていないことから同様の内容を規定する。
提供制限に関する規定	特定個人情報及び情報提供等記録	第11条の4	特定個人情報（情報提供等記録を含む。）の提供の制限については、番号法第 1 9 条において提供禁止と提供禁止の例外規定を定めていることから、同様の内容を規定する。
開示、訂正、利用停止請求者に関する規定	特定個人情報及び情報提供等記録	第13条～第15条等	番号法において、特定個人情報（情報提供等記録を含む。）の開示、訂正、停止請求できる者に任意代理人（本人の委任による代理人）を加えていることから、同様の内容を規定する。
利用停止請求に関する規定	特定個人情報	第24条	番号法において、特定個人情報（情報提供記録を除く。）について番号法違反（目的外利用違反、収集・保管制限違反、ファイル作成制限違反、提供制限違反）の場合、利用停止請求を認めていることから、同様の内容を規定する。

3 施行日

- (1) 情報提供等記録に係る部分以外 平成 2 7 年 1 0 月 5 日
- (2) 情報提供等記録に係る部分 番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

議案第 110 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、市税に係る申告事項等に個人番号又は法人番号を加えるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免の申請書等に個人番号又は法人番号を加えるもの。（第 5 1 条、第 7 1 条、第 8 9 条、第 1 3 9 条の 3 関係等）

2 施行日 平成 2 8 年 1 月 1 日

議案第 111 号 南相馬市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災復興交付金制度要綱の改正に伴い、東日本大震災復興交付金事業計画期間が延長されたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

東日本大震災復興交付金事業計画期間が、平成 2 7 年度から平成 3 2 年度に延長されたことから、条例の失効日を「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」から「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」に延長するもの。

2 施行日 公布の日

議案第 112 号 南相馬市帰還環境整備交付金基金条例制定について

【趣旨】

福島復興再生特別措置法第 3 4 条第 1 項に規定する帰還環境整備交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

東京電力福島第一原子力発電所からの再生を加速するために実施する福島復興再生特別措置法第 3 4 条第 1 項に規定する帰還環境整備交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、国より交付を受ける福島再生加速化交付金による基金を設置するもの。

福島復興再生特別措置法：第 3 4 条第 1 項（帰還環境整備交付金の交付等）
避難指示・解除区域市町村、特定市町村又は福島県（次項において「避難指示・解除区域市町村等」という。）は、同項の交付金を充てて帰還環境整備事業計画に基づく事業又は事務（同項において「帰還環境整備交付金事業等」という。）の実施をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、当該帰還環境整備事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 基金充当事業

帰還環境整備事業計画で基金化できる事業

（ 1 ）福島復興再生特別措置法第 3 3 条第 2 項第 2 号に規定する基幹事業

災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業
災害公営住宅家賃低廉化事業	社会福祉施設等施設整備事業
東日本大震災特別家賃低減事業	介護基盤復興まちづくり整備事業
公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修・エレベータ改修）	介護基盤の緊急整備特別対策事業
福島再生賃貸住宅整備事業	保育所緊急整備事業
福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	放課後児童クラブ整備事業
福島再生賃貸住宅用地取得造成事業	児童福祉施設等整備事業
福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）	子育て支援のための拠点施設整備事業

都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)	認定こども園整備事業
道路事業(面的整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等)	保育所等の複合化・多機能化推進事業
下水道事業	農山村地域復興基盤総合整備事業
都市公園事業	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業
公立学校施設整備費国庫負担事業	農業基盤整備促進事業
学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
埋蔵文化財発掘調査事業	木質バイオマス施設等緊急整備事業
水道施設整備事業	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
保健衛生施設等施設・設備整備事業	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
被災者生活支援事業	

(2)福島復興再生特別措置法第33条第2項第3号に規定する効果促進事業等(基幹事業に関連する事業)

3 制定内容

定める項目	条・項	内 容
設置	第1条	福島復興再生特別措置法第34条第1項に規定する帰還環境整備交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、南相馬市帰還環境整備交付金基金を設置。
基金の額	第2条	基金の額は、予算の定める範囲内で市長が定める額。
管理、運用益金の処理、繰替運用	第3条 ~ 第5条	金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による保管などの管理 基金運用の収益は、一般会計予算に計上し、基金に編入すること。 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、歳計現金に繰り替えて運用することができること。
処分	第6条	基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。
附則	第2項	基金に残額があるときは、国庫に納付する。

4 施行日及び失効日

(1) 施行日 公布の日

(2) 失効日 平成30年3月31日

議案第 113 号 南相馬市手数料条例の一部を改正する条例制定について
--

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料等を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容（別表 1 関係）

改正区分	種 類	金 額 (1件につき)
削除	住民基本台帳カード交付手数料 番号法において、個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除	500円
追加	個人番号カード再交付手数料	800円

個人番号カードの初回の交付手数料は、国庫補助対象のため無料

2 施行日 平成28年1月1日

議案第 114 号 南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
--

【趣旨】

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、条例において引用する同法の条に移動が生じたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

条例で引用している福島復興再生特別措置法のうち、次の条に規定する同法の条に移動が生じたため改正するもの。

改正後	改正前
【第1条・第2条関係】 福島復興再生特別措置法第74条又は第75条	【第1条・第2条関係】 福島復興再生特別措置法第64条又は第65条

2 施行日 公布の日

議案第 115 号	南相馬市企業立地促進区域及び避難解除区域等における市税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
------------------	---

【趣旨】

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、条例において引用する同法の条に移動が生じたため、必要な改正を行うもの。

1 改正概要

条例で引用している福島復興再生特別措置法のうち、次の条に規定する同法の条に移動が生じたため改正するもの。

改正後	改正前
【第2条関係】 福島復興再生特別措置法第26条及び 第38条	【第2条関係】 福島復興再生特別措置法第25条及び 第28条
【第3条関係】 福島復興再生特別措置法第38条	【第3条関係】 福島復興再生特別措置法第28条

2 施行日 公布の日

議案第 116 号	南相馬市特定疾患患者見舞金支給条例の一部を改正する条例制定について
------------------	--

【趣旨】

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）の制定及び児童福祉法の改正に伴い、見舞金の対象となる特定疾患を変更するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

特定疾患患者見舞金の対象となる疾患は、これまで国の特定疾患治療研究事業実施要綱及び小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱により指定されていたが、難病法制定（平成27年1月1日施行）により特定疾患治療研究事業の一部が難病法に移行され、また、児童福祉法の一部改正（平成27年1月1日施行）により、小児慢性特定疾患治療研究事業が児童福祉法に全て移行されたことから、対

象疾患の整理をするため条例の一部を改正するもの。

2 改正内容（第2条関係）

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・難病法第5条に定める疾患 (対象疾患数306疾患) ・児童福祉法第6条の2第1項に定める疾患(対象疾患数704疾患) ・国の特定疾患治療研究事業実施要綱に定める疾患(対象疾患数5疾患) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の特定疾患治療研究事業実施要綱に定める疾患(対象疾患数56疾患) ・国の小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に定める疾患(対象疾患数514疾患)

特定疾患治療研究事業実施要綱のうち難病法の対象とならない5疾患は、引き続き特定疾患治療研究事業実施要綱の対象となる。

3 施行日 公布の日

議案第117号 南相馬市防犯カメラ設置条例制定について

【趣旨】

市が公共の場所に向けて設置する防犯カメラの設置及び利用に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制度概要

市が公共の場所に向けて設置する防犯カメラの適正な設置及び利用について、防犯カメラ設置者が遵守すべき義務などを定め、市民等の肖像権やプライバシー権の権利利益を保護するもの。

2 制定内容

定める項目	条・項	内 容
目 的	第1条	市が公共の場所に向けて設置する防犯カメラの適正な設置及び利用について、防犯カメラ設置者が遵守すべき義務を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しながら市民等の権利利益を保護することを目的とする。
設置等の届出	第3条	防犯カメラ設置者は、次の事項を記載した防犯カメラ設置届出書を市長に提出しなければならない。 防犯カメラの設置目的

		防犯カメラの設置場所 防犯カメラで撮影する区域等
防犯カメラ管理責任者等の設置	第4条	防犯カメラ設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適正に行わせるため防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。
防犯カメラ設置者等の義務	第5条	防犯カメラ設置者、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ利用者は、次の事項を遵守しなければならない。 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨、防犯カメラ管理責任者名及び連絡先の表示しなければならない。 画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。 画像の漏えい、滅失又は毀損の防止措置を講じなければならない。 画像を保存する場合は、画像を加工してはならない。 特定の施設又は特定の個人を撮影対象として、防犯カメラを設置してはならない。 防犯カメラの撮影において人の音声を記録してはならない。 保存期間を経過した画像は復元できないよう消去しなければならない。 防犯カメラ及び画像が記録された媒体を破棄するときは、記録内容を消去した上で、焼却、裁断等の方法で処分しなければならない。 画像を目的外利用又は外部提供してはならない。 画像から識別される特定の個人から画像の開示を求められたときは、開示するよう配慮しなければならない。
運用状況の公表	第7条	市長は、毎年1回以上、防犯カメラの設置状況及び苦情の申出状況を公表するものとする。
画像の取扱い	第8条	画像の取扱いは、この条例に定めるもののほか、南相馬市個人情報保護条例に定めるところによる、

3 施行日 平成27年10月1日

議案第 118 号 南相馬市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
--

【趣旨】

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、条例において引用する同法の条に移動が生じたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

条例で引用している福島復興再生特別措置法のうち、次の条に規定する同法の条に移動が生じたため改正するもの。

改正後	改正前
【第 6 条・第 10 条関係】 福島復興再生特別措置法第 40 条	【第 6 条・第 10 条関係】 福島復興再生特別措置法第 30 条

2 施行日 公布の日

議案第 119 号 南相馬市大町地域商業施設条例制定について

【趣旨】

南相馬市大町地域商業施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定内容

定める項目	条・項	内 容
名称・位置	第 2 条	名称 南相馬市大町地域商業施設 位置 南相馬市原町区大町二丁目 9 番地の 2
事業	第 3 条	・食料品及び日用雑貨等の販売 ・交流の場所の提供及び情報発信 ・その他商業施設の設置目的を達成するために必要な事業
休業日	第 4 条	【休業日】 無休
開業時間	第 5 条	【開業時間】 午前 8 時から午後 8 時まで
指定管理者の業務の範囲	第 9 条	商業施設の管理及び運営に関する業務 第 3 条の事業に関する業務 商業施設の管理運営上市長が必要と認める業務
指定管理者	第 10 条	・指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める次の

の指定の手 続	書類を添えて市長に提出しなければならない。 事業計画書及び収支予算書 定款、規約 登記事項証明書 経営状況等説明資料 ・市長は、申請書を受理したときは指定管理者選定審査委員会において審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの。
------------	---

- 2 施行日 平成28年4月1日
(指定管理者の公募、手続に関する規定は公布の日)

議案第120号 南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方自治法第244条第1項の規定に基づき公の施設として新たに鹿島体育館を設置するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

平成27年1月から整備をしている鹿島体育館について、平成28年4月以降の供用開始に向け、条例に施設名称、位置及び利用料金を加えるもの。

(1) 施設名称等(別表1及び別表2関係)

施設名称：鹿島体育館

位置：南相馬市鹿島区横手字川原186番地の1

(2) 利用料金

区 分				単 位	利用料金 (単位：円)
競技場全面 貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140
			市外	1時間	1,710
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,280
			市外	1時間	2,850
営利目的の場合				1時間	3,990
競技場半面 貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570
			市外	1時間	850
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140
			市外	1時間	1,420

	営利目的の場合		1時間	1,990	
個人利用 (1回券)	大人		1回	100	
	高校生		1回	50	
	小中学生		1回	20	
個人利用 (回数券)	大人		12回	1,000	
	高校生		12回	500	
	小中学生		12回	200	
多目的ホール1区画貸 切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	210
			市外	1時間	310
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	420
			市外	1時間	520
	営利目的の場合		1時間	730	

2 関係条例の改正

次の条例に「鹿島体育館」を加えるもの。

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正（別表関係）

南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例の一部改正（第2条関係）

3 施行日 平成28年4月1日

（指定管理の指定のための必要な行為等については公布の日）

決算関係

- 議案第 121 号 平成 2 6 年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 122 号 平成 2 6 年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 123 号 平成 2 6 年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 124 号 平成 2 6 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 125 号 平成 2 6 年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 126 号 平成 2 6 年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 127 号 平成 2 6 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 128 号 平成 2 6 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 129 号 平成 2 6 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 130 号 平成 2 6 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 131 号 平成 2 6 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 132 号 平成 2 6 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 133 号 平成 2 6 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 134 号 平成 2 6 年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 135 号 平成 2 6 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

補正予算関係

- 議案第 136 号 平成 27 年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 137 号 平成 27 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 138 号 平成 27 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 139 号 平成 27 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 140 号 平成 27 年度南相馬市工場用地等整備事業特別補正予算について
- 議案第 141 号 平成 27 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 142 号 平成 27 年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第 143 号 平成 27 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

その他

議案第 144 号	工事請負契約の締結について
-----------	---------------

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	ごみ焼却施設基幹的設備改良工事
施工場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
契約の金額	2,133,000,000円
工期	契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	東京都中央区明石町 8 番 1 号 三機化工建設株式会社

議案第 145 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業（復興）河川改修（準用河川北原川）工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字東蔵前地内外
契約の金額	168,480,000円
工期	契約締結日から平成28年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社

議案第 146 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（北萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字蔵前242番 など計7筆	明細は別紙1のとおり P31
	合計	8,063.56㎡
取得予定価格	20,106,124円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 147 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（小沢地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 40 5 番など計 11 筆	明細は別紙 1 のとおり P 31
	合計	7,832.66㎡
取得予定価格	21,936,034円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 148 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下浦地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市小高区下浦字マキノイ 7 1 番 1 など計 12 筆	明細は別紙 2 のとおり P 32
	合計	5,420.40㎡
取得予定価格	26,268,870円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 149 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下浦地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市小高区下浦字マキノイ 2 0 番など計 6 筆	明細は別紙 2 のとおり P 3 2
	合計	7,194.31㎡
取得予定価格	20,581,233円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

【進捗状況】筆数ベース（20km圏外）（8月27日現在）

区分	対象筆数	契約完了筆数	割合
鹿島区	2,251	2,051	91.1%
原町区	2,456	2,217	90.3%
合計	4,707	4,268	90.7%

【進捗状況】筆数ベース（20km圏内）（8月27日現在）

区分	対象筆数	契約完了筆数	割合
原町区	675	222	32.9%
小高区	1,824	960	52.6%
合計	2,499	1,182	47.3%

今後、相続など共有持ち分により対象筆数が増減する。

議案第 150 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	宅地造成事業分譲住宅用地		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積
	南相馬市原町区大木戸字 松島 2 1 1 番 5 の一部	宅見	6 9 4 . 1 4 m ²
	南相馬市原町区大木戸字 松島 2 1 9 番 2 の一部	宅見	4 , 7 3 5 . 5 2 m ²
	合 計		5 , 4 2 9 . 6 6 m ²
取得予定価格	6 9 , 4 9 9 , 6 4 8 円		
取得の方法	随意契約		
取得の相手方			

議案第 151 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	宅地造成事業分譲住宅用地		
取得する土地の表示	所在地	地目	面積
	南相馬市原町区大木戸字 松島 2 1 1 番 1	宅見	3 8 6 . 0 0 m ²
	南相馬市原町区大木戸字 松島 2 1 1 番 7	宅見	4 7 9 . 0 0 m ²
	南相馬市原町区大木戸字 松島 2 1 9 番 1	宅見	6 , 2 6 6 . 0 0 m ²

	合 計	7,131.00m ²
取得予定価格	91,276,800円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 152 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	宅地造成事業分譲住宅用地	
取得する土地の表示	所在地など	面積
	南相馬市原町区大木戸字松島 1 2 9 番 2 など計 7 筆	明細は別紙 3 のとおり P 3 3
	合 計	13,239.34m ²
取得予定価格	170,271,430円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 153 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入
取得する動産及び数量	ブロードキャスターほか (購入品明細書は別紙 4 のとおり P 3 4)
取得金額	4 6 , 4 1 8 , 4 0 0 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目 1 2 3 番地の 3 株式会社南東北クボタ 原町営業所

議案第 154 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械格納パイプハウス購入
取得する動産及び数量	パイプハウス 1 5 棟 (購入品明細書は別紙 5 のとおり P 3 5)
取得金額	3 8 , 3 4 0 , 0 0 0 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
取得の相手方	南相馬市原町区日の出町 1 8 9 番地の 1 常磐菱農株式会社 原町営業所

議案第 155 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	南相馬市消防団デジタル無線機購入
取得する動産及び数量	携帯型デジタル簡易無線機など (購入品明細書は別紙 6 のとおり P 3 6)
取得金額	26,222,400 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
取得の相手方	仙台市泉区泉中央三丁目 1 8 番 4 号 株式会社テレコム 東北支店

報告

報告第 1 1 号 平成 2 6 年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

【趣旨】

平成 2 6 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

1. 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額	支出済額	年割額と支出済額の差
まごころセンター 改築事業	2 5 ~ 2 6	363,459,000 円	363,077,505 円	381,495 円

(仮称)大町第一 災害公営住宅整備 事業	2 4 ~ 2 6	1,012,897,000 円	946,067,260 円	66,829,740 円
(仮称)大町第二 災害公営住宅整備 事業	2 4 ~ 2 6	1,810,291,000 円	1,744,638,872 円	65,652,128 円
(仮称)鹿島西町 災害公営住宅整備 事業	2 4 ~ 2 6	826,493,000 円	809,340,634 円	17,152,366 円

<p>地方自治法施行令 (継続費) 第145条 【略】 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。</p>

報告第12号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成26年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.57	20.00
連結実質赤字比率	-	17.57	30.00
実質公債費比率	12.9	25.0	35.0
将来負担比率	-	350.0	

実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「-」と表記

一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「-」と表記

2 資金不足比率

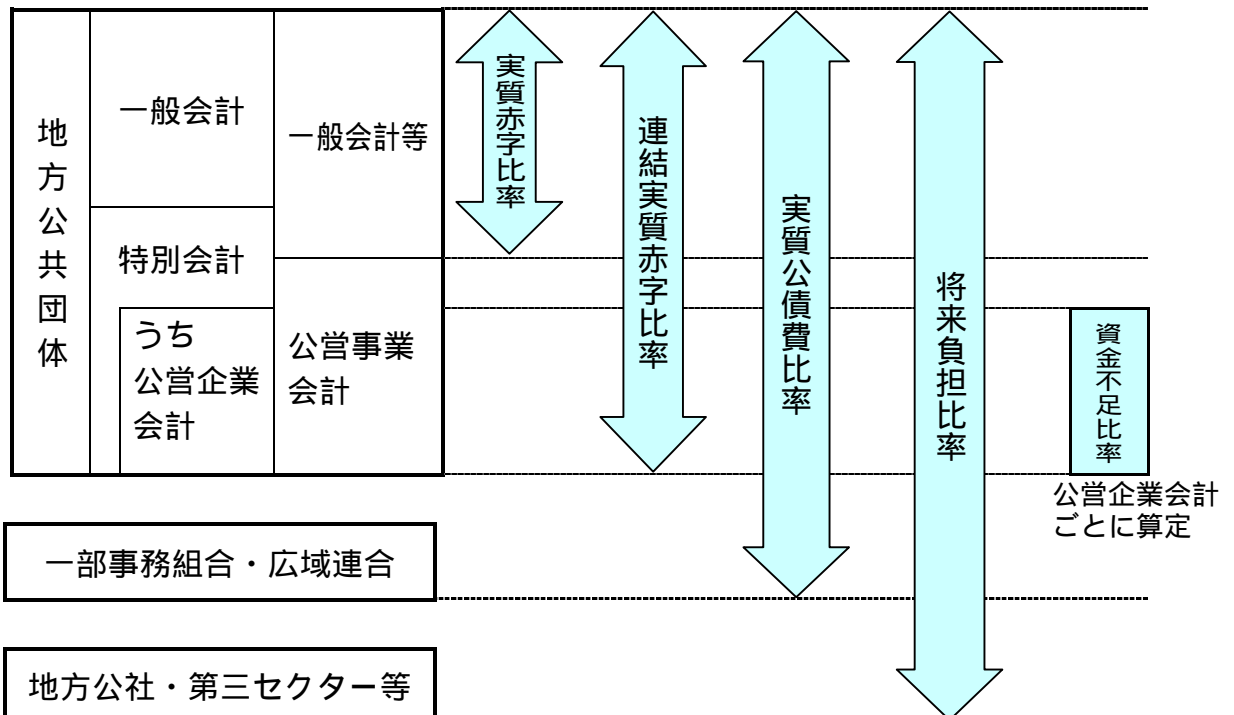
(単位：%)

会計名	資金不足比率	備考
南相馬市水道事業会計	-	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	-	〃
南相馬市病院事業会計	-	〃
南相馬市下水道事業会計	-	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	-	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	-	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	-	〃

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「-」と表記

健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の対象



2 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第13号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第14号 工事請負変更契約の締結について 平成27年7月8日専決】

1 専決処分の理由

平成26年第4回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成27年7月8日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的		防災集団移転促進事業住宅団地造成（北原地区）工事
施工場所		南相馬市原町区北原字境堀地内外
契約の相手方		南相馬市原町区大町三丁目30番地 石川建設工業株式会社
契約金額	変更前	318,600,000円
	変更後	320,142,240円
	増額する額	1,542,240円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	敷鉄板工の追加	土砂運搬用車両出搬入について県道を利用するに当たり、県と協議した結果、県道歩道部保護のため敷鉄板の設置を行うこととなったための増

【専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成27年8月3日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

205,200円

うち保険等により補てんされる額	205,200円
市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成26年12月18日午前11時20分頃、相手方所有の家屋内において、固定資産税の課税事務に係る家屋調査中、屋根裏部屋を調査する際、昇降用はしごに登り、はしごの一番上の踏板に右足を掛けたところ踏板が割れるとともに、はしごを固定するためのフックが外れ、家屋内の壁及び扉を損壊させたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

【専決第16号 工事請負変更契約の締結について 平成27年8月4日専決】

1 専決処分の理由

平成26年第6回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成27年8月4日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契約の目的		太田小校舎耐震改修建築主体工事
施工場所		南相馬市原町区益田字塩釜地内
契約の相手方		南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社
契約金額	変更前	223,560,000円
	変更後	228,790,440円
	増額する額	5,230,440円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	外壁のクラック、	・工事着手後、足場設置個所となる犬走りの調査を行っ

	モルタル浮き補修	たところ、当該場所の下部に空洞があり、足場荷重による強度不足となることからコンクリートの打ち直しが必要となった。 ・外壁クラック補修箇所の増
(2)	材料変更、教室備品家具の新設	・階段外壁改修に使用予定の材料が製造されていないことが判明したことから改修工法、材料の変更 ・床改修に伴い教室備品の家具の移動に着手したところ、家具は据え置きではなく造り付けであることが判明したため、解体、新設を余儀なくされた。

議案第 1 4 6 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（北萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字蔵前 2 4 2 番	畑	1,219
2	南相馬市原町区萱浜字蔵前 2 4 4 番	宅見	66
3	南相馬市原町区萱浜字蔵前 2 4 5 番 1	宅地	892.56
4	南相馬市原町区萱浜字蔵前 2 4 5 番 2	宅見	138
5	南相馬市原町区萱浜字蔵前 2 4 6 番 1	畑	297
6	南相馬市原町区萱浜字蔵前 2 4 6 番 2	畑	353
7	南相馬市原町区萱浜字中切付 2 8 番 1	畑	5,098
合計(m ²)			8,063.56

議案第 1 4 7 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（小沢地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 0 5 番	宅地	753.00
2	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 0 8 番	宅見	1,024
3	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 0 9 番	畑	439
4	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 1 0 番	畑	489
5	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 1 1 番	宅地	1,131.66
6	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 3 5 番	畑	92
7	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 4 0 番	田	1,947
8	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 4 1 番	田	125
9	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 4 2 番	田	254
10	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 5 1 7 番	田	774
11	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 5 1 8 番	田	804
合計(m ²)			7,832.66

議案第 148号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（下浦地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市小高区下浦字マキノイ71番1	田	117
2	南相馬市小高区下浦字マキノイ72番	田	990
3	南相馬市小高区下浦字マキノイ73番	宅地	982.00
4	南相馬市小高区下浦字マキノイ74番	宅地	1,032.00
5	南相馬市小高区下浦字マキノイ80番1	畑	312
6	南相馬市小高区下浦字マキノイ279番	田	9.32
7	南相馬市小高区下浦字マキノイ280番	田	13
8	南相馬市小高区下浦字マキノイ281番	田	17
9	南相馬市小高区下浦字薬師前69番	畑	207
10	南相馬市小高区下浦字薬師前73番1	畑	239
11	南相馬市小高区下浦字薬師前89番	宅地	936.08
12	南相馬市小高区下浦字薬師前111番	宅見	566
合計(m ²)			5,420.40

議案第 149号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（下浦地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市小高区下浦字マキノイ20番	宅見	391
2	南相馬市小高区下浦字マキノイ21番	宅見	437
3	南相馬市小高区下浦字マキノイ23番	宅地	1,423.31
4	南相馬市小高区下浦字マキノイ24番	畑	1,255
5	南相馬市小高区下浦字マキノイ252番1	田	2,219
6	南相馬市小高区下浦字マキノイ252番2	田	1,469
合計(m ²)			7,194.31

議案第 152 号 財産の取得について
宅地造成事業分譲住宅用地 取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区大木戸字松島 1 2 9 番 2	宅見	1,434.00
2	南相馬市原町区大木戸字松島 1 3 1 番 2	宅見	981.00
3	南相馬市原町区大木戸字松島 2 5 5 番 1 の一部	宅見	10,465.24
4	南相馬市原町区大木戸字松島 2 5 5 番 2	宅見	109.00
5	南相馬市原町区大木戸字松島 2 5 5 番 3	宅地	195.88
6	南相馬市原町区大木戸字松島 2 5 5 番 4 の一部	宅地	27.47
7	南相馬市原町区大木戸字松島 2 5 5 番 6	宅地	26.75
合計 (m ²)			13,239.34

議案第 153号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入明細書

機 種 名	型 式 等		数 量
トラクター	株式会社クボタ	MR77QMAXWUPC2	1
トラクター	株式会社クボタ	SL60HCQMANPC2WF4C	1
トラクター	株式会社クボタ	SL54HCQMANPC2P	1
フロントローダー	株式会社クボタ	SRLH97-PSL	1
ブロードキャスター	株式会社サカキコーポレーション	CF753GKD-4L	1
ライムソワー	株式会社 IHI スター	MMS8030-0L	1
サブソイラー	スガノ農機株式会社	6S3K	1
ロータリー	小橋工業株式会社	KRU242T-0L	1
ロータリー	株式会社クボタ	R15CTH-B	1
ロータリー	松山株式会社	DXR2410-0L	1
ロータリー	松山株式会社	LXR2410-4L	1
ロータリー	松山株式会社	SX2010MA-4S	1
スタブルカルチ	スガノ農機株式会社	SC8PSL	2
バーチカルハロー	スガノ農機株式会社	DC230PK	1
格子型プラウ	スガノ農機株式会社	CRLA143	1
籾がら埋設機	スガノ農機株式会社	SPF31K	1
コバ ン用トレーラー	株式会社 IHI スター	TMT5020S	1
動力噴霧機	株式会社丸山製作所	BSA-950CE	1
野菜全自動移植機	株式会社クボタ	SKP-100	1
合 計			20

議案第 154 号 財産の取得について

被災地域農業復興総合支援事業農業用機械格納パイプハウス購入 明細書

規 格	面 積 (1 棟 当 た り)	数 量
間口 9 m × 奥行き 26.4 m	237.6 m ²	1 棟
間口 9 m × 奥行き 24 m	216 m ²	6 棟
間口 9 m × 奥行き 23.4 m	210.6 m ²	2 棟
間口 9 m × 奥行き 20.4 m	183.6 m ²	2 棟
間口 9 m × 奥行き 19.2 m	172.8 m ²	2 棟
間口 9 m × 奥行き 13.2 m	118.8 m ²	1 棟
間口 9 m × 奥行き 11.4 m	102.6 m ²	1 棟
合 計		15 棟

議案第 1 5 5 号 財産の取得について
南相馬市消防団デジタル無線機購入 明細書

品 名	型名	メーカー	数量
携帯型デジタル簡易無線機一式	IC-DPR6	アイコム(株)	3 0 台
車載型デジタル簡易無線 受令機一式	IC-D6005	アイコム(株)	9 8 台
卓上型デジタル簡易無線機	IC-D6005	アイコム(株)	3 台
車載型デジタル受令機	IC-R6000FD	アイコム(株)	2 台
卓上型デジタル受令機	IC-R6000FD	アイコム(株)	3 台
合 計			1 3 6 台